

条ノ三(取締役会の決議及び議事録)及び第二百六十条ノ三(取締役会の議事録)に改める。

第五十一条第一項第三号中「毎事業年度の」の下に「収支予算及び」を加え、同条第二項に次の但書を加える。

但し、信用協同組合及び第七十七条第一項第一号の事業を行う協同組合連合会にあつては、この限りでない。

第五十四条中「第二百四十七条、第二百四十八条、第二百五十条」を「第二百四十七條から第二百五十條まで」に改める。

第五十五条第三項中「信用協同組合を組合」に、同条第四項中「第三十五條第四項及び第五項」を「第三十五條第七項及び第八項」に改め、同条第六項を次のように改める。

6 総代会については、總會に關する規定を準用する。この場合において、第十一條第二項中「その組合員の親族若しくは使用人又は他の組合員」とあるのは「他の組合員」と、同条第四項中「五人」とあるのは「二人」と読み替へるものとす。

第五十五条に次の一項を加える。

7 総代会においては、前項の規定にかかわらず、總代の選舉(補欠の總代の選舉を除く)をし、又は第五十三條第二号若しくは第四号の事項について議決することができない。

第五十九條第三項中「六分」を「一分」に改める。

第六十四條第二項を次のように改める。

2 前項の規定による役員任期は、最初の通常總會の日までとする。

4 第一項の規定による役員選任については、第三十五條第四項本文及び第五項本文の規定を準用する。

第六十六條中「第四百條、第五百五條」を「第四百條から第六百六條まで」に改める。

第六十九條中「第三十七條から第四十條の二まで」を「第三十六條の二から第四十條の二まで」に、「商法第二百五十四條第三項」を「商法第二百三十九條第五項、第二百四十條第二項(特別利害關係人の議決権)、第二百五十四條第三項」に、「第二百五十九條から第二百六十一條ノ二まで」を「第二百五十九條から第二百六十一條ノ三まで」(取締役會並びに取締役の業務の執行及び会社代表)を「第二百五十九條から第二百五十九條ノ三まで」(取締役會の招集)、第二百六十條ノ三から第二百六十一條ノ二まで(取締役會の議事録及び会社代表)に改める。

第七十一條第四項中「第四條許可の附款」を削る。

第七十七條中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。

第八十二條第一項中「第五十一條第四號」を「第五十一條第一項第四號」に改める。

第五十五條の二の次に次の一條を加える。

第五十五條の三 行政庁は、毎年一回を限り、組合から、その組合員、役員、使用人、事業の分置その他

組合の一般的状況に關する報告であつて、組合に關する行政を適正に處理するために特に必要なものを徴することが出来る。

第六十六條の見出し中「指示」を「命令」に、同条第一項中「前条第一項」を「第五十五條の二第二項」に、「前条第二項」を「第五十五條の二第二項」に、「適當な措置を採るべき旨を指示すること」を「必要な措置を採るべき旨を命ずること」に改め、同条第二項を削る。

第七十七條中「五十人」を「百人」に改める。

第一百十條中「第二項」の下に「並びに第五十九條」を加える。

第一百十一條第一項を次のように改める。

この法律中「行政庁」とあるのは、第六十五條第二項の場合を除いては、左の各号に定めるところによる。

一 事業協同組合及び協同組合連合會(第七十七條第一項第一號の事業を行うものを除く)については、その地区が都道府県の區域をこえないものであつて、その組合員の資格として定款に定められる事業が大藏大臣又は運輸大臣の所管に屬しない事業であるものにあつては、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事(以下「管轄都道府県知事」といふ)とし、その地区が都道府県の區域をこえないものであつて、その組合員の資格として定款に定められる事業が大藏大臣又は運輸大臣の所管に屬する事業とその他の事業と

であるものにあつては、大藏大臣又は運輸大臣及びその管轄都道府県知事とし、その他のものにあつては、その組合員の資格として定款に定められる事業の所管大臣とする。

二 信用協同組合及び第七十七條第一項第一號の事業を行う協同組合連合會については、その地区が都道府県の區域をこえないものにあつては、その管轄都道府県知事とし、その他のものにあつては、大藏大臣とする。

三 企業組合については、その行う事業のすべてが大藏大臣又は運輸大臣の所管に屬するものにあつては、大藏大臣又は運輸大臣とし、大藏大臣又は運輸大臣の所管に屬する事業とその他の事業とを行うものにあつては、大藏大臣又は運輸大臣及びその管轄都道府県知事とし、その他のものにあつては、その管轄都道府県知事とする。

第一百十四條の次に次の一條を加える。

第一百十四條の二 組合が第六十六條の規定による命令に違反したときは、その組合の理事は、一万円以下の罰金に處する。

第一百十五條中「理事」を「發起人、理事」に改め、第六號の次に次の一号を加える。

六の二 第三十五條第六項の規定に違反したとき。

第一百十五條第十八號中「第七十七條第四項」を「第七十七條第三項」に改め、同条第十九號中「又は第三項」を削り、同条に次の一号を加える。

二十 第五十五條の三の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

別表を削る。

附則

1 (施行の期日)

この法律は、昭和二十七年五月一日から施行する。但し、第六條第一項第一号、第七十七條第三項及び第七十七條の改正規定は、公布の日から施行する。

(定款)

2 この法律の施行前に改正前の第二十七條第一項の規定により公告した定款は、改正後の第二十七條第一項の規定により發起人が作成し、公告したものとみなす。

(訴の提起等についての担保)

3 この法律の施行前に、改正前の第二十七條第六項若しくは第五十四條において準用する商法第二百四十七條若しくは改正前の第六十六條において準用する商法第二百四條又は改正前の第二百四條において準用する商法第五十八條の規定に基いてした訴又は請求については、この法律の施行後もなお従前の例による。

(役員補充)

4 この法律の施行の際、現に理事又は監事のうち、その定数の三分の一をこえるものが欠けているときは、この法律の施行の日から三箇月以内に補充しなければならぬ。

(罰則)

5 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、こ

の法律の施行後もなお従前の例による。

○本間政府委員 ただいま上程に相なりました中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

このたびの改正の目的は、本法施行後二年有半の経緯にかんがみまして、組合の組織及び運営の合理化をはかるうとするものでありまして、そのおもしろなる内容はおおむね次の通りでございます。

第一は、組合員たる中小企業者の規模の基準を引上げる等の措置を講じまして、組合の組織の安定強化をはかるうとするものであります。

第二は、いわゆる広地域の連合会の事業に関する制限を廃止いたしまして、その事業活動を促進しようとするものであります。

第三は、一定の制限のもとに員外役員の選任を認めまして、組合の業務の執行を円滑ならしめようとするものであります。

第四は、総代会の権限を拡充いたしまして、大規模組合の運営を容易ならしめようとするものであります。

以上がおおむねの改正事項でございます。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御協賛賜わりますようお願いいたします次第でございます。

○中村委員長 これにて提案理由の説明は終了しました。質疑は次会に行うことといたします。

○中村委員長 次に石油及び可燃性天然ガス資源開採法案を議題といたし質疑に入り。質疑の通告がありますからこれを許します。森山欽司君。

○森山委員 石油及び可燃性天然ガス資源開採法案に關連して、帝石の問題について御質疑を申し上げたいと思ひます。

この法案が通りますと、いろいろな面で、日本石油探掘の九六%を占めていた帝石にとつて大きな影響があります。中小の石油探掘業者にもあるにはありますが、帝石への影響が一番大きい。そこで、もちろん帝石が自分で利害關係があるのであるまいが、この法案に對してここにあらうような反対意見を書いて来ております。私は労働問題その他で帝石の内容を調査しておりますが、実情を知つて私にとつては、その内容を見ますとどうもおかしい点がたくさんある。たとえばこの法案には、石油の合理的開採のために政府は命令を出すことができることになつてゐるが、それに対して帝石は行き過ぎであるとして反対しております。今までに合理的開採をやつておつて、内外ともに信用のあるところの連中がこういうような反対をするなら別であります。御承知の通り昨年以来、コンサーベーションの問題で帝石の経営者はさんざんおそつておられます。そういう連中がこういう意見を方に配つて、この法案の反対運動を盛んにやつておられます。その無神経さにもあきれられるのでありますが、大体この法案が今度の国会に出るについては、その間にいろいろな経過的なものがある。特に帝石におけるいろいろの失敗、たとえば八橋油田で不完全な仕上げの坑井から油をとつたり、また八森油田——これは八橋油田と同じく秋田の油田ですが、井戸と井戸との間を接近して掘つたので非常に石油の産出に

影響を与へた、そういうような關係で、日本の石油資源を保護、さらに発展させて行くためにこの法案が必要だといふことになつてこの法案が出たのであります。特に三月五日の労働委員会の私の質疑に對しまして、コンサーベーションに關する資源庁の報告を、帝石の経営者が秘密指令を出して破つてゐるというところまで明らかになつてゐるのであります。そういう違法精神に欠けたやり方をしておいて、この法案が行き過ぎだといふのは、これは俗に言う言葉で言へば、いささか盗人たけんぐしいという俗語が當るやうな感じがするやうに思ふのであります。通産省としてはどういふふうなお考えを持つておられるか伺ひたいと思ひます。

○本間政府委員 お答えいたしたいと思ひますが、ただいま森山委員が御指摘になりましたように、例の秋田の八橋の問題その他で御指摘のやうなことがあつたわけでありまして、実はその當時も通産当局といたしましては、無理な措置をせまいといふことで、専門家の意見も十分に聞いた上で、御承知のやうな処置をいたしたわけでございまして、その間ただいま御指摘のやうないろいろの問題なども付随いたしましてあつたやうに私も承知をいたしておるわけでありまして、そこで、先ほどちよつと申されましたが、この法律案において命令を出すことができるというふうにいたしましたのは、決していきなり一方的に命令を出すというふうには実は考えておらないわけでございますが、十分御承知でもあらうと思ひますが、地下資源の關係は學問の上からいつて非常にむ

ずかしい問題でございますので、法案の提案理由の説明でも申し上げましたように、できるだけ合理的な開採をいたしたいという考え方の上に立つておりますので、私もどうもいたしましては十分實際も調査いたしました。また専門家の意見も十分にひとつ聴取をいたしました。もし不都合のやうなところは合理的な開採の線からはずれておりましたやうなことがありました場合には、できるだけ話し合ひをするとか、勧告をいたしますとかというやうな方法をもちまして処理をして行きたい。ただ法律の建前からどうしてもそういう方法で解決のできなかつた場合には、命令を出すことができるというふうにいたしました方がよりよろうといふやうな考え方では提案をいたしたわけでございまして。

○森山委員 この法案自体はこの委員会で審議する事柄であります。法案を提出されたのは政府であります。今日帝石が希望しておるやうな改正意見というものを取入れることについて、これは賛成なのかどうか、ちよつとそのことだけごく簡単によろしうございしますからお聞きいたしたいと思ひます。

○本間政府委員 帝石がいろいろ御指摘のやうな動きをいたしておりますのも承知いたしております。政府といたしましては原案が一番いい、こういう考えを持つておりますので、帝石の考え方につきましては賛成をいたしておりません。

○森山委員 次の質疑に移りたいと思ひますが、大体資源庁なり通産省の從來のやり方というものは形式的に過ぎると思ふ。今までの勧告にしろ、何も

この法律が通らなくとも實質的には命令と同じである。八橋のコンサーベーションの問題があつた結論が出るまでには一年もかかつております。この法案もそういう歴史的な経過の中から生れたものであります。ところがその勧告を社外秘の秘密指令で破つてゐる。これは帝石社内の開採第二〇一号という指令ださうであります。二〇一号と言へばわかるのであります。要するにコンサーベーションの勧告なんかやめて、七本の井戸のピーコンを勝手に大きくしてやつた。そればかりでなく、勧告できめられた井戸の測定なんかほとんどやつていない。こういう違反の事實の實情を資源庁は係官を現地に派遣して十分つかんだとこの前委員会において私に答弁しておる。一体その後どうしたか、あのときの話ではこれに對して質問状を帝石に出し、回答を見てから処置をとると私に申しました。回答の期限は三月十日でありまして、ところが本日は三月二十五日であります。もう二週間もたつておるのであります。一体これはどうしたのでありますか、伺ひたい。

○本間政府委員 私もうっかりいたしておりました。三月十日までにその後の善後処置の御報告を申し上げることになつておつたやうでございますが、つい実は知らずにおりました。はなはだ申訳ないでございますが、次会にでも調査をいたしまして善後処置につきまして詳しく御報告を申し上げたいと思ひます。どうかその点は御了承を賜りたいと思ふのでございます。

○森山委員 私の調査したところでは、三月十日に帝石から簡単な回答が来た、通産省側としてはそれには不満

足であつたので、その後四、五日たつて、会社から膨大な資料を提出した。二十二日にコンサーベーションの委員会を開いて、目下検討中だというようなことを聞いておる。私はそういうようなことを聞くのは非常におかしいではないかと思う。大體帝石がやつたのは、結果を報告すべき井戸をこまかにして、やるべき坑底圧の測定をやらな

いとか、そういう報告のサボないし違反であります。技術的に理由のあるものでもない、それをいまだ膨大な資料を出したからといって、検討中とかコンサーベーションの委員会を開くとかいうのはおかしい。すでに資源庁は違反の実態はつかんでいゝ、何ゆゑにそれに対する明確な態度を急速にとらないのか、資源庁は問題をはつきり公表すべきであります。そうして帝石の経営者に対して断固たる措置をとるべきだと思ふ。今政務次官からお伺いたしますと、うっかりしておつたという

ようなお話であります。政務次官の仕事の範囲は非常に広いのであります。資源庁の事務当局としては、これは頭痛の種になるほどの刻下の重大問題になつておる。それをしも今日何らの返事がないのです。私の聞きたいのは、二十二日にコンサーベーションの委員会を開いただけか、それで帝石にこの法案は行き過ぎだと反対運動をやらせているだけか、一体それで資源庁としての行政責任が果せると思つておるか、通産省としての責任が果せると思つておるか、一体どういふ気なのか、私は全然わからない。大臣の意向も、また政務次官であるあなたの意向も、事務次官の意向も、資源庁長官

の意向も、資源庁次長の意向も、どうも一向どういふ考えでやつておるのか私にはわからない。そこでひとつ政務次官にお伺いしたいのですが、事実については一応政務次官としても十分御了承されていると思ふのです。そこで次回の委員会に先ほど御返事をいただいたという話であります。大體どの程度の御返事がいただけたか、政務次官の腹をひとつある程度打ち明けていただきたいと思ふのです。

○本間政府委員 さつそくひとつ相談をいたしまして、できるだけ御趣旨に沿うような練で御報告申し上げるよう

にいたしたいと思ひますから、どうかその点はひとつ御了承を賜りたいと思ふ次第でございます。

○森山委員 御承知だと思ひますが、二十二日には東京地検の居林検事の指揮で、帝石本社は嚴重な家宅捜査を受けました。私のところに入つた情報では、検事がただちに秋田の現場に乗り込んで帝石の責任者を目下喚問中であり

ます。不正問題は現在進行中であるのであります。これについても三月五日に私が労働委員会に質疑したときは助成金で買つた機械の問題が含まれてゐるはずであります。あれだけでも経営者には非常に大きな責任がある。そうしてこれを監督すべき責にあるところの政府、通産省当局、また単なる監督的立場でなく帝石の最も大きな株主である政府の立場としても、私は政府の責任は非常に大きいと思つておるのであります。私は資源庁がそれをそのままにしておかれることのないように希望

いたします。原簿は押収されてあるが業務にはさしつかえないように、みな写しがつてある。検査庁もそれくらい

配慮をしておる。従つて帝石がやろうと思へば仕事はやつて行けるのです。実態をつかめないと何とかがといううなことを会社側も言ひ、また資源庁も万が一それがある程度認めるようなことがありますが、これは政府も国会も無視されておるのであります。そういうことではどうしてもいけない、私は帝石の重役はこの際総退陣させなければならぬ段階に來ていると思ふ。私は政務次官に現在の重役陣をどういうような形にすべきであるといううな具体的な御返事を早急にいただきたいと思ふのです。すでにこの問題については、かつて経済安定委員会において、かつて経済安定委員会において与党の志田委員が取上げており

ます。それから予算委員会において改進黨の中曾根委員が取上げてゐる。労働委員会において私が取上げてゐる。それから本日問題の実態が通産省の管轄事項でございますので、特に通産委員

会に出席して、この問題を御質疑いたしておるのであります。議員としてなすべきことは、すでに申し尽しておるのであります。これ以上少くとも私の立場として紳士的なアドヴァイスを通産省に差上げることはできないのであります。これ以上の時間を費され

ます。私もともいたしまして、従来に紳士的な態度を一擲しなければならぬ、と申しますと、いささか強硬な言葉を吐くようでありますが、もう現実に検査庁が帝石本社を完全に家宅捜索をやつておる。検事が現に秋田の現地に

行つて調査をしておる。今月末まで出張して調べているといううな段階に入つておるときに、通産省が黙つてこれを見がしめておくと、そういふばかな話はないと私は思ふ。そう

【参照】
輸出信用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書
【都合により別冊附録に掲載】